

(第110号議案)

中野区立公園条例の一部を改正する条例

施設使用料の見直し方針の策定及び施設使用料算定結果の決定に基づき、以下の通り中野区立公園条例内の施設使用料を改定する。

中野区立公園条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第27条 (略)	第1条～第27条 (略)
附則	附則
1～7 (略)	1～7 (略)
8 <u>令和6年7月1日から当分の間、別表第3の規定の適用については、同表中「5,800円」とあるのは「2,900円」とし、別表第5(1)の表の規定の適用については、同表中「3,600円」とあるのは「1,800円」と、「1,000円」とあるのは「500円」と、「1,100円」とあるのは「600円」と、「10,900円」とあるのは「5,500円」と、「16,300円」とあるのは「8,200円」と、「22,200円」とあるのは「11,100円」と、「43,000円」とあるのは「21,500円」と、「5,800円」とあるのは「2,900円」とし、別表第5(2)の表の規定の適用については、同表中「900円」とあるのは「500円」と、「500円」とあるのは「300円」とし、別表第5(3)の表の規定の適用については、同表弓道場の項中「200円」とあるのは「100円」と、同表野球場の項中「1,600円」とあるのは「800円」と、同表庭球場の項中「300円」とあるのは「200円」と、同表多目的運動広場の項中「1,300円」とあるのは「700円」とする。</u>	
別表第1・別表第2 (略)	別表第1・別表第2 (略)
別表第3(第10条関係)	別表第3(第10条関係)
有料施設の使用料	有料施設の使用料

種別	単位	金額
学習室	(略)	400円
多目的運動場	(略)	5,800円

別表第4 (略)

別表第5 (第24条、第25条関係)

(1) 有料施設の利用料金

種別	単位	限度額	
野球場	(略)	3,600円	
庭球場	(略)	1,000円	
弓道場	個人使用の場合	(略) 1,100円	
	団体貸切使用の場合	午前(午前9時から午後0時30分まで)	10,900円
		午後(午後1時30分から午後5時まで)	16,300円
	夜間(午後6時から午後9時30分まで)	22,200円	
	全日(午前9時から午後9時30分まで)	43,000円	
集会場	(略)	600円	
自動車駐車場	(略)	(略)	
体験学習室A	(略)	1,200円	
体験学習室B	(略)	800円	
体験学習室C	(略)	400円	
多目的運動広場	(略)	5,800円	

備考 (略)

(2) 附属施設の利用料金

種別	単位	金額
学習室	(略)	500円
多目的運動場	(略)	6,500円

別表第4 (略)

別表第5 (第24条、第25条関係)

(1) 有料施設の利用料金

種別	単位	限度額	
野球場	(略)	4,000円	
庭球場	(略)	1,100円	
弓道場	個人使用の場合	(略) 1,210円	
	団体貸切使用の場合	午前(午前9時から午後0時30分まで)	12,100円
		午後(午後1時30分から午後5時まで)	18,100円
	夜間(午後6時から午後9時30分まで)	24,700円	
	全日(午前9時から午後9時30分まで)	47,800円	
集会場	(略)	700円	
自動車駐車場	(略)	(略)	
体験学習室A	(略)	1,300円	
体験学習室B	(略)	900円	
体験学習室C	(略)	500円	
多目的運動広場	(略)	6,500円	

備考 (略)

(2) 附属施設の利用料金

種別	附属施設	単位	限度額
弓道場	会議室	午前(午前9時から午後0時30分まで)	900円
		午後(午後1時30分から午後5時まで)	900円
		夜間(午後6時から午後9時30分まで)	900円
野球場庭球場	会議室	午前(午前9時から午後0時30分まで)	500円
		午後(午後1時30分から午後5時まで)	500円
		夜間(午後5時30分から午後9時まで)	500円

(3) 附属設備の利用料金

種別	附属設備	単位	限度額
弓道場	(略)	(略)	(略)
野球場	照明設備	(略)	1,600円
庭球場	(略)	(略)	(略)
多目的運動広場	照明設備	(略)	1,300円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に中野区立公園条例別表第3に掲げる有料施設(多目的運動場を除く。)について施行日以後に係る使用の承認を行う場合の使用料並びに施行日前に同条例別表第5(1)の表に掲げる有料施設(野球場、庭球場、弓道場、自動車駐車場及び多目的運動広場を除く。)について施行日以後に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、改正後の別表第

種別	附属施設	単位	限度額
弓道場	会議室	午前(午前9時から午後0時30分まで)	1,000円
		午後(午後1時30分から午後5時まで)	1,000円
		夜間(午後6時から午後9時30分まで)	1,000円
野球場庭球場	会議室	午前(午前9時から午後0時30分まで)	600円
		午後(午後1時30分から午後5時まで)	600円
		夜間(午後5時30分から午後9時まで)	600円

(3) 附属設備の利用料金

種別	附属設備	単位	限度額
弓道場	(略)	(略)	(略)
野球場	照明設備	(略)	1,800円
庭球場	(略)	(略)	(略)
多目的運動広場	照明設備	(略)	1,400円

3 (多目的運動場の項に係る規定を除く。) 及び別表第5(1)の表(野球場の項、庭球場の項、弓道場の項、自動車駐車場の項及び多目的運動広場の項に係る規定を除く。)の規定を適用した額とする。

3 施行日前に中野区立公園条例別表第3に掲げる有料施設(学習室を除く。)について改正後の附則第8項に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の使用料並びに施行日前に同条例別表第5(1)の表に掲げる有料施設(集会場、自動車駐車場、体験学習室A、体験学習室B及び体験学習室Cを除く。)、同条例別表第5(2)の表に掲げる附属施設及び同条例別表第5(3)の表に掲げる附属設備について同項に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、改正後の別表第3(学習室の項に係る規定を除く。以下同じ。)、別表第5(1)の表(集会場の項、自動車駐車場の項、体験学習室Aの項、体験学習室Bの項及び体験学習室Cの項に係る規定を除く。以下同じ。)、別表第5(2)の表及び別表第5(3)の表の規定に改正後の附則第8項の規定を適用した場合の改正後の別表第3及び別表第5(1)の表から別表第5(3)の表までの規定を適用した額とする。